

18歳選挙権と「主権者教育」の諸問題

清田雄治

「我々はイギリス民主主義の健全性と将来性に対して無関心であってはならず、無関心であることは許されず、無関心には断じて甘んじない。国民が積極的に社会参加する市民(engaged citizens)とならない限り、わが国の民主主義は不安定なものとなってしまう」(1998年のクリック報告に引かれた大法官のスピーチ, Education for citizenship and the teaching of democracy in schools, Final report of the Advisory Group on Citizenship 22 September 1998, p.8). このフレーズの「イギリス民主主義」はそのまま、あるいはそれ以上の深刻さを持って「日本の民主主義」に置き換え可能であろう。政治参加の一つの指標である投票率の低下が叫ばれて久しい。とりわけ、若者の投票率低下傾向は顕著である。一方、「日本国憲法の改正手続に関する法律」、いわゆる憲法改正国民投票法の制定に伴って18歳以上にも選挙権行使が可能となった。選挙権年齢の引下げは世界的な動向であり、わが国の改正はむしろ立ち遅れたともいえよう。その意味で選挙権年齢の引き下げそれ自体は歓迎すべきであるが、わが国の場合、この引下げは憲法改正に向けた布石の一つであり、政権の思惑から実現したものであることは否定できない。しかし、この引下げがわが国の民主主義の発展につながるかどうかは予断を許さない。あるいは現状ではむしろ疑わしい。本特集で指摘するように、「主権者教育」のあり方や高校生の選挙権行使への現状の対応では、教育現場の混迷はもとより、若

者の民主主義的な政治的関心を高めるというより、無責任な「ポピュリズム」やヘイト的言動の傾向を放置しかねない。このまま「無関心に甘んじて」しまえば、イギリス以上に民主主義が不安定になると危惧せざるを得ないであろう。鳴り物入りで登場した裁判員制度は、辞退者が増加し、裁判員の辞任で日程が延期された事案まで存在する(朝日新聞デジタル 2018年6月16日東京朝刊・山形県)。危惧を持った裁判所が大学に出前講義をした例も報道されている(同2018年12月28日西部朝刊・宮崎県)。選挙権行使についても、手を拱いていては二の舞になりかねないと思うのは特集企画者だけの杞憂だろうか？

本特集では、中島論文が「主権者教育」に必須の内容を選挙権・代表制の側面から論じている。奥野論文は熟議民主主義と国民投票の視点から、憲法改正国民投票の問題点を明らかにしようとしている。佐貫論文では「憲法改正論争事態」を取り上げ、高校生、大学生に向けた主権者教育のあり方が論じられている。清田の実践報告は、学校外のアクターも関与した義務教育段階における実践をレポートする。また、主権者教育に関する論文は、現状の問題点と主権者教育の方向性を「人民主権」論の視点から整理しようとした。

本特集が「主権者教育」と18歳選挙権を意識し、若者の民主主義的政治意識を培う一助になることを願ってやまない。

(きよた・ゆうじ：愛知教育大学特別教授、
憲法学)